主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人大月和男の上告趣意について。

しかし暴力行為等処罰に関する法律第一条第一項の刑は、原判決が適用した刑法 第二二二条の刑よりその法定刑が重く定められているから、被告人の所為は後者に 該当せずして前者に該当するものであるとする所論は、被告人のために不利益な変 更を求める主張であり、従つて適法な上告理由とすることのできないものである。

よつて旧刑訴第四四六条に従い主文の通り判決する。

以上は裁判官全員一致の意見によるものである。

検察官 橋本乾三関与

昭和二五年五月三〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	長名	川	太一	郎
裁判官	井	上		登
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	穂	積	重	遠